

(参考)

アメリカ合衆国産ポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の輸入再開

1. 背景

(1) 平成18年2月、米国産ポテトチップ加工用ばれいしょについて、条件付きで輸入を解禁。

〔現行検疫条件等〕

ジャガイモシロシストセンチュウの発生州以外で生産
土壌を除去し、輸出検査及び封印後、密閉コンテナで輸送
指定工場加熱加工、残渣は指定工場内で焼却又は同等の処理
国産加工用ジャガイモの端境期(2/1～6/30)に限定

(2) 同年4月、米国アイダホ州においてジャガイモシロシストセンチュウ(以下、シロシストセンチュウ)が発見されたことを受け、輸入を一時停止。

(3) その後、シロシストセンチュウの発生状況や検疫規制の状況に関する情報を現地調査等により収集し、病害虫危険度解析(PRA)を実施(4月～11月)。

〔米国における発生状況〕

検疫規制地域(発生ほ場の周囲約8キロ四方)内の全てのほ場を調査した結果、発生地域は、当初発生が確認されたほ場及び周辺の合計7ほ場であることを確認
米国全土において継続的に実施されている病害虫発生調査において今回発生が確認された地域以外からシロシストセンチュウの発見はない

2. 輸入再開の条件

上記PRAの結果、現行の検疫措置に加えて以下の追加措置を講ずれば、輸入を再開しても我が国にシロシストセンチュウが侵入するおそれはないものと判断。

〔追加措置〕

輸出が可能となる州からアイダホ州を除外
全ての日本向けほ場で土壌検診により無発生を確認
アイダホ州以外の種イモから生産(アイダホ州の種イモの清浄性が確認されるまで)
水洗いによる土壌の除去を徹底(他の方法の効果が確認されるまで)

3. 植物防疫法施行規則の一部改正等の概要

(1) 輸入禁止地域及び植物を定める規則別表2中ジャガイモシロシストセンチュウに係る輸入禁止地域に、アメリカ合衆国を加えるとともに、ジャガイモシロシストセンチュウに係る輸入禁止植物から、アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるばれいしょの生塊茎であって農林水産大臣が定める基準に適合している

ものを除くことについて

(2)(1)の改正に伴い、平成18年2月1日農林水産省告示第114号(アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を改正することについて

4. 公聴会の開催日及び場所

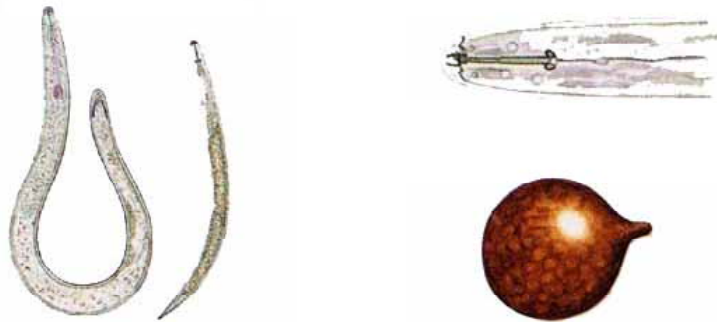
平成18年12月21日(木)

農林水産省三番町共用会議所

5. パブリック・コメントの募集期間

平成18年12月5日～平成19年1月4日

6. ジャガイモシロシストセンチュウとは



雄成虫(左) 幼虫(右) 幼虫頭部(上) シスト(下)

雌成虫の体長は1mm程度 シストの体幅は0.5mm程度

シスト：卵がいっぱいつまった袋

分 布：カナダ、南アメリカ、ヨーロッパなど(日本未発生)

形 態：ジャガイモシロシストセンチュウと似ているが、別種である。

被 害：ばれいしょ等ナス科植物の株の黄化、壊死を引き起こし、減収を引き起こす。

撲滅は困難。リスクの程度はジャガイモシロシストと同等。

7. 米国側輸出想定生産州(13州)

アリゾナ、ウィスコンシン、オレゴン、カリフォルニア、コロラド、テキサス、
ニューメキシコ、ノースダコタ、フロリダ、ミシガン、ミネソタ、メイン、ワシントン